

青森県報

第四千五百七十一号

平成三十一年
三月一日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……一
- 技能検定試験の施行……………(労働・能力開発発 課) ……二
- 道路の供用の開始……………(道 路 課) ……三
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……三
- 土砂災害警戒区域の指定の解除……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……七
- 建設業者の許可の取消し……………(下北地域 県 民 局) ……八
- 公安委員会……………(同) ……八
- 技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課) ……八

告 示

示

青森県告示第百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	指定辞退年月日
公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内九八の一	肝臓移植に関する医療(肝臓移植後の抗免疫療法)	平成三・四・一

青森県告示第百二十一号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したため、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社ムーブファイン	上北郡東北町字塔ノ沢山三〇八の六三	児童発達支援	放課後等デイサービス	上北郡野辺地町一字二十平九二の〃	平成三・三・一
株式会社ムーブファイン	上北郡東北町字塔ノ沢山三〇八の六三	児童発達支援	放課後等デイサービス	上北郡野辺地町一字二十平九二の〃	平成三・三・一

青森県告示第百二十二号

平成三十一年度前期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 一級及び二級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作业）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、酒造（清酒製造作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

次の職種は、学科試験のみ実施する。

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

2 二級

金属熱処理（一般熱処理作業）

3 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

4 単一等級

塗料調色（調色作業）

二 実施期日

1 実技試験は、平成三十一年六月七日（金）から同年九月十日（火）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成三十一年七月十四日（日）に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、広告美術仕上げ、フラワー装飾

(二) 平成三十一年八月二十五日（日）に実施する職種

一級及び二級

造園、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

(2) 二級

金属熱処理

(3) 三級

金属熱処理

(三) 平成三十一年九月一日（日）に実施する職種

一級及び二級

機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ

(四) 平成三十一年九月八日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、

酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾
 (2) 単一等級
 塗料調色

三 実施場所

- 1 実技試験の実施場所は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。
- 2 学科試験は、次に掲げる場所のうち別途青森県職業能力開発協会から通知する場所に行う。ただし、受検人員により実施場所が増減される場合もある。

青森市 弘前市 八戸市

四 受検申請書の提出期限

平成三十一年四月三日(水)から同月十六日(火)まで

五 その他検定に関し必要な事項

- 1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。
- 2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

- 3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七―七三〇―一七―七三四―九四一五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七―七三〇―一七―五五六―)に問い合わせること。

青森県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年三月三十一日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道三沢十和田線	三沢市新町二丁目二二の一〇四から三沢市新町二丁目二二の九六まで	平成三・三・一

青森県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 茂森町二号土砂災害警戒区域及び茂森町二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 茂森町土砂災害警戒区域及び茂森町土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

三 桜庭三号土砂災害警戒区域及び桜庭三号土砂災害特別警戒区域
(図面省略)

1 解除する区域
弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

四 桜庭一号土砂災害警戒区域及び桜庭一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域
弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

五 茂森町土砂災害警戒区域及び茂森町土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域
弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

六 一野渡土砂災害警戒区域及び一野渡土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

七 大沢五号土砂災害警戒区域及び大沢五号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域
弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

八 青柳三号土砂災害警戒区域及び青柳三号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域
弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

九 東大沢土砂災害警戒区域及び東大沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域
弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 中大沢土砂災害警戒区域及び中大沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 堰口沢土砂災害警戒区域及び堰口沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第百二十五号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項に

において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

乳井三号土砂災害警戒区域

一 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び中地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 茂森町二号土砂災害警戒区域及び茂森町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平

成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 茂森新町土砂災害警戒区域及び茂森新町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 桜庭三号土砂災害警戒区域及び桜庭三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 桜庭一号土砂災害警戒区域及び桜庭一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 乳井三号土砂災害警戒区域及び乳井三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 茂森町土砂災害警戒区域及び茂森町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 一野渡土砂災害警戒区域及び一野渡土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

八 大沢五号土砂災害警戒区域及び大沢五号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

九 薬師堂土砂災害警戒区域及び薬師堂土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十 青柳三号土砂災害警戒区域及び青柳三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十一 中大沢土砂災害警戒区域及び中大沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

~~~~~

青森県告示第百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 東大沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

二 堰口沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 むつ溶接
- 二 氏名 田澤順一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大曲一丁目二の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一六四六二号
- 五 取消年月日 平成三十一年二月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十年十一月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十三号

平成三十一年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成三十一年三月一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の種類、期日、場所及び項目

| 審査の種類                                                    | 審査期日                                                                                                                                 | 審査場所                               | 審査項目                           |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 技能検定員（普自二）<br>教習指導員（普自二）                                 | 一 平成三十一年五月十四日から同月十六日までの午前八時三十分から午後五時三十分まで<br>二 平成三十一年五月二十八日から同月三十日までの午前八時三十分から午後五時三十分まで<br>三 平成三十一年六月十二日から同月十三日までの午前八時三十分から午後五時三十分まで | 青森市大字三内字丸山一九八の四<br>青森県警察本部交通部運転免許課 | 技能検定に関する技能及び知識<br>教習に関する技能及び知識 |
| 技能検定員（大型）<br>（準中型）<br>（牽引）<br>教習指導員（大型）<br>（準中型）<br>（牽引） | 一 平成三十一年六月三日から同月二十八日（土曜日・日曜日を除く）までの午前八時三十分から午後五時三十分まで<br>二 平成三十一年十月一日から同月三十一日（金曜日・土曜日・日曜日及び祝日を除く）までの午前八時三十分から午後五時三十分まで               | 右 同                                | 技能検定に関する技能及び知識<br>教習に関する技能及び知識 |





|    |     |     |     |  |  |
|----|-----|-----|-----|--|--|
| 分  | 五   | 六   | 七   |  |  |
| から | 年   | 年   | 年   |  |  |
| 午後 | 九月  | 十一月 | 十二月 |  |  |
| 五  | 二十  | 十八  | 二十  |  |  |
| 時  | 七日  | 日   | 日   |  |  |
| まで | 午後  | 午後  | 午後  |  |  |
|    | 五時  | 五時  | 五時  |  |  |
|    | 三十分 | 三十分 | 三十分 |  |  |
|    | から  | から  | から  |  |  |
|    | 午後  | 午後  | 午後  |  |  |
|    | 八時  | 八時  | 八時  |  |  |
|    | 三十分 | 三十分 | 三十分 |  |  |
|    | から  | から  | から  |  |  |
|    | 午後  | 午後  | 午後  |  |  |
|    | 五時  | 五時  | 五時  |  |  |
|    | まで  | まで  | まで  |  |  |

(注) 自衛隊教習所関係者にあつては、審査の種類欄の「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四  
青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七―七八二―〇〇八一)に問い合わせること。

|                                           |                                                    |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>(発行所・発行人)<br/>青森市長島一丁目一番一号<br/>青森県</p> | <p>(印刷所・販売人)<br/>青森市第二問屋町三丁目一番七七号<br/>東奥印刷株式会社</p> |
| <p>毎週月・水・金曜日発行<br/>定価小口一枚三付十五円四十四銭</p>    |                                                    |